

一般社団法人 青森市医師会
会長 北畠 滋郎 様

青森市長 西 秀記
(公印省略)

健康診断等で使用する特定計量器(体重計等の非自動はかり)について(お願い)

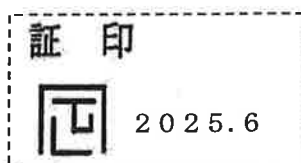
日頃から計量行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記について計量法の規定では、法定計量単位による取引・証明に「検定証印」及び「基準適合証印」のないものは、使用してはならないとされており、経済産業省では、健康診断票や母子手帳への体重の記載は「証明にあたる計量」としております。

つきましては、次の事項を貴医師会会員各位へ周知していただくよう、お願いいたします。

- ◎ 健康診断や母子手帳へ記載するために使用する特定計量器(体重計等の非自動はかり)は、「検定証印」及び「基準適合証印」のあるものを使用してください。

取引・証明に使用できる特定計量器の側面などに、貼付されています。



「検定証印」といいます。都道府県の検査に合格したもので、検定の「年・月」が打刻されているか、シールが貼られています。



「基準適合証印」といいます。経済産業省の指定を受けたはかりの製造事業者が貼付できるもので、検定の「年・月」が打刻されているか、シールが貼られています。

下記のマークのついたものは、取引・証明に使用することはできません。



ヘルスメーターやキッチンスケールなどの「家庭用はかり」に付いているマークで、取引・証明には使用してはいけません。

- ◎ 取引・証明に使用する特定計量器(体重計等の非自動はかり)は、計量法第 19 条に基づき、2 年に 1 度、青森市が実施する定期検査を受検していただく必要があります。

検査は一般社団法人 青森県計量協会が実施します(詳細は別紙を御覧ください)。

- ・偶数年：中部地区、南部地区、浪岡地区
- ・奇数年：北部地区、西部地区、東部地区・・・令和 7 年度実施

【担当】

〒030-0801 青森市新町一丁目 3 番 7 号

青森市市民部生活安心課

計量検査所 高森

TEL 017-734-5250 FAX 017-734-5256



別紙 検査の受け方のご案内

○前回の検査を受けられている方

- ① 地区毎に日程を決めて検査をしておりますので、青森県計量協会から届く案内はがきに記載してある日時に、検査場所まで体重計等をお持ちください。
- ② 仮に御都合が悪い場合、後日再検査の日程について御案内いたしますので、その際にお願いいたします。

○検査を受けたことがない方

- ① 使用中のはかりについてお伺いしますので、青森県計量協会（☎ 017-729-1703）へ連絡していただき、使用の状況などをお伝えください。
- ② 検査が必要となる場合、改めて協会から日程等の調整について連絡いたします。

ご不明な点は、青森県計量協会（☎ 017-729-1703）へ御連絡ください。

（参考）検査手数料一覧（ひょう量1t以下を抜粋）

※体重計の大半は、「電気式はかり」の「250kg以下」または「100kg以下」、あるいは「ばね式指示はかり」の「250kg以下」または「100kg以下」になります。

種 類	ひょう量	検査手数料（円）
1 棒はかり 直線目盛のみのばね式指示はかり	一律	250
2 1t以下の電気式はかり	100kg以下	1,400
	250kg以下	1,800
	500kg以下	2,200
3 上記以外のもの 手動天びん 直示天びん 等比皿手動はかり 不等比皿手動はかり 台手動はかり ばね式指示はかり 手動指示併用はかり 振子式指示はかり	100kg以下	500
	250kg以下	900
	500kg以下	1,500
	1t以下	2,100
4 最小目量(感量)／ひょう量の値が1万分の1未満のもの		上記の2倍
5 10mg以上の分銅、おもり	一個につき	10

（検査の対象となるのは「最小目量」または「感量」が「10mg」以上のはかり、分銅、おもりです）